

「集団的自衛権行使容認」をめぐる閣議決定について

—立命館大学国際平和ミュージアム館長・名誉館長声明—

2014年7月1日、安倍内閣は「集団的自衛権」の行使に道を開く憲法解釈についての閣議決定を行ないました。

この決定は、日本と「密接な関係」にある他国が武力攻撃を受け、日本における「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」があり、それを排除するために他の適当な手段がない場合に、「必要最小限度の実力を行使すること」が自衛のための措置として「憲法上許容される」とするものです。

さまざまな文言上の制約が付されてはいても、それらは時の内閣による恣意的な解釈の危険を払拭するものではなく、日本国憲法公布以来の集団的自衛権に関する政府解釈を根本的に変更するものと言わなければなりません。「密接な関係にある同盟国の防衛」の名のもとに、紛争解決において自衛隊による武力行使の可能性に道を開くことは、「紛争解決の手段」として「戦争、武力による威嚇又は武力の行使」は「永久にこれを放棄する」とした日本国憲法9条第1項の精神とは明らかに矛盾すると考えざるを得ません。

立命館大学国際平和ミュージアムは、日本国憲法に関する展示コーナーをもち、1999年の「ハーグ世界平和市民会議」(The Hague Appeal for Peace)においても、日本国憲法9条の重要性が言及されたことを紹介しています。

憲法9条は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」と宣言しています。この9条の理念こそ、戦争を違法化しようとする近代社会の長い歴史的な営みの結晶ともいえるべきものです。安倍首相は「積極的平和」主義という用語を好んで用いますが、「積極的平和」とは、現代平和学においては、武力紛争をなくすという「消極的平和」だけではなく、社会的差別や貧困や人権抑圧を含むさまざまな暴力を社会からなくす積極的な努力を意味する概念であることは良く知られています。日本が、公正で持続可能な国際社会の発展、および、真の意味での「積極的平和」の実現のために、憲法の理想をいっそう広め、憲法で言論の自由が保障されている民主主義国家として、その現実化のために努力することが求められています。

私たちは「交戦権の否認」の理念をもとに、この世界からあらゆる直接的・構造的・文化的暴力をなくすために努力し、近隣の国々と友好的な関係を保つてこそ、国際社会で名誉ある地位を築くことができると考えます。

平和主義の理念を遵守することによってこそ、国際社会の平和と繁栄に貢献すべきであることを日本国政府に強く求めます。

2014年7月30日

立命館大学国際平和ミュージアム 館長 モンテ・カセム
立命館大学国際平和ミュージアム 名誉館長 安斎育郎